

広島県告示第百七十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によって、次のとおり聴聞を行う。

平成二十二年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

被聴聞者の住所及び氏名	住 所	氏 名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
	広島市中区八丁堀五番二二―三〇五号	株式会社ケンシヨウコーポレーション 代表者 中村憲彰	平成二十二年三月一五日（月）午後一時三〇分から午後二時	広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館地下入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。